

日置保育園 重要事項説明書 (令和6年6月1日現在)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 運営主体

名称	白浜町
代表者氏名	白浜町長 大江 康弘
所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
電話番号	0739-43-5555

2. 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	日置保育園
施設の所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町日置340番地の1
連絡先	電 話 0739-52-2128 FAX 0739-52-2004
管理者	園長 向井 仁美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	2号認定(満3歳以上) 34人 3号認定(満1歳以上満3歳未満) 16人 (満1歳未満) 0人
開設年月日	昭和28年4月1日

3. 施設の目的・運営方針

当園は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、公立保育園の役割と機能を十分発揮し、保育を行うことを目的とします。

(1) 保育目標「健やかで心豊かな子どもを育てる」

- ①元気な子ども
- ②自分のことは自分でする子ども
- ③力いっぱい遊べる子ども
- ④考えてつくりだす子ども

以上を目指す子どもの姿とし、保育運営を図ります。

(2) 安全で安心できる生活の場・環境を整え、子どもが自己を十分発揮できるよう、養護と教育を一体的に行い、子どもの発達を援助していくことに努めます。

(3) 家庭との連携を図りながら、保護者への支援及び地域における子育て支援の拠点としての役割を果たせるよう努めます。

4. 施設・設備等の概要

敷地面積	4 9 9 2 . 1 3 m ²
園庭	3 9 6 8 . 6 0 m ²
園舎	木造平屋建洋瓦葺 延べ面積 1 0 2 3 . 5 3 m ²
設備	保育室 4室、乳児室・ほふく室 各1室、子育て支援室 1室、 遊戯室 1室、一時預かり室 1室、調理室 1室、事務室 1室

5. 職員体制（職員の職種及び員数）

職種	人数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
指導保育士	3	
保育士	1 0	※短時間勤務含む
保育助手	1	※短時間勤務含む
調理員	2	
スクールバス助手	シダックス大新東ヒューマンサービス（株）へ業務委託	

※当園では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 8：15～17：00 で時差勤務有り
主任・指導保育士	正規の勤務時間帯 8：15～17：00 で時差勤務有り
保育士・保育助手	正規の勤務時間帯 8：15～17：00 で時差勤務有り
調理員	正規の勤務時間帯 7：30～16：15
スクールバス助手	シダックス大新東ヒューマンサービス（株）へ業務委託

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育の提供を行う日

開所日	月曜日～土曜日 ※土曜日は希望保育
開所時間	7時30分～18時30分まで
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日から1月3日）
希望保育	8月13日～8月15日（お盆） 12月28日・1月4日（年末年始） 3月27日～3月31日（5歳児） 3月27日～4月3日（1～4歳児） 年数回程度、職員研修等のため希望保育になる場合があります

※但し、土・日・祝日等で日程変更する場合があります。

7. 保育を提供する時間及び利用時間

保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定を受けている方は、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定を受けている方は、8時15分から16時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、8時15分から16時15分までの範囲以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時15分まで、又は16時15分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供します。

(延長保育の利用については、別途利用料が必要となります。)

8. 提供する保育の内容

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において保育の提供をします。

(2) 送迎

保護者送迎（送迎者を把握するために、保護者以外の方が来る場合は連絡を頂くこととします。）を基本としますが、日置川地域及び椿地域にお住まいの方はバス送迎を利用することができます。（一部対象外の地域がありますので、詳しくは当園へお問い合わせください。）

対象年齢は、年度の初日において満3歳に達した児童（3歳児クラス以上）から利用可能となります。（年度の途中で3歳に達したとしてもその年度中は利用できません。）

地域により小中学生用スクールバス又は幼児バスのどちらかで運行を行いますが、利用状況等により運行状況が変わることがあります。乗降場所及び時間については園が指定した内容での利用となります。

9. 食事の提供

(1) 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
1 歳児	9 時 1 0 分頃	1 1 時 0 0 分頃	2 時 3 0 分頃	
2 歳児	9 時 1 0 分頃	1 1 時 0 0 分頃	2 時 3 0 分頃	
3 歳児		1 1 時 0 0 分頃	2 時 3 0 分頃	
4 歳児		1 1 時 0 0 分頃	2 時 3 0 分頃	
5 歳児		1 1 時 0 0 分頃	2 時 3 0 分頃	

※毎月献立表を別途配布します。

※食物アレルギー疾患について配慮が必要な場合は、ご相談ください。

(2) その他

月 1 回お弁当の日があります。

10. 利用者負担その他の費用の種類

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

利用者負担額の決定は住所地の市町村が決定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) の利用者負担額のほかに、下記に掲げる費用を当園へお支払いいただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

保護者会費	月額 6 0 0 円	
主食費（3 歳児以上）	月額 6 0 0 円	
副食費（3 歳児以上）	月額 4, 5 0 0 円	※世帯・所得状況により免除 となる場合があります
延長保育料	1 5 分につき 1 0 0 円	※該当者のみ

11. 利用の開始について

市町村の利用調整に基づき、当園へ入所決定された場合に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 保護者から利用の終了の申し出があった場合

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 3. 緊急時等の対応

園児に体調の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに保護者に連絡をし、必要があれば医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。

また、園児の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を定めています。
安全管理対策推進員 担当者：指導保育士

1 4. 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画及び非常災害対策計画により対応します。
避難・消火訓練 防犯訓練	避難及び消火訓練は毎月 1 回実施します。 防犯訓練は年 1 回以上実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
防犯設備	セキュリティシステム

非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに災害対策推進員を定めています。

災害対策推進員 担当者：主任保育士

1 5. 要望・苦情等に関する窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	受付担当者 主任保育士
	利用時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 1 5 分～午後 4 時 1 5 分
	電話番号 0 7 3 9－5 2－2 1 2 8
	F A X 0 7 3 9－5 2－2 0 0 4
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	主任児童委員 下浦 和子 氏 ・ 山本 亜矢子 氏

1 6. 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	丸笹外科・内科
医院長名又は医師名	丸笹 崇
所在地	西牟婁郡白浜町日置 9 8 1 番地
電話番号	0 7 3 9－5 2－3 6 3 6

(2) 歯科

医療機関の名称	愛須歯科医院
医院長名又は医師名	愛須 誠司
所在地	西牟婁郡白浜町日置2058番地
電話番号	0739-52-3811

(3) 眼科

年1回眼科検診を依頼しています。

医療機関の名称	南たなべ眼科医院
医院長名又は医師名	佐藤 昌昭
所在地	田辺市たきない町19番地の16
電話番号	0739-23-3730

17. 保険

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	当園の管理下で、児童又は幼児の災害が発生した時に、災害共済給付を行う互助共済制度
保険金額（補償限度額）	独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定により

18. 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、子どもの人権を擁護するため人権擁護推進員を定め、職員に対し人権擁護に関する研修を実施します。また、職員による園児への虐待防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

人権擁護推進員 担当者：園長

19. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
----	-----------------

20. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおり等において提示するものとします。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 日置保育園

説明者職名 : 園長 氏名 :

私は、本書面に基づいて日置保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意します。

また、個人情報の使用について、下記のとおり使用することに同意します。

令和 年 月 日

保護者住所:.....

児童氏名:.....

保護者氏名:.....

児童から見た続柄:.....

個人情報使用同意書

貴園への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○小学校等への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校等及び関係部署（民生課・教育委員会・住民保健課等）との間で情報を共有すること。

○他の保育園等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

○保育園等で撮影した園児の写真について、広報活動や報道機関への取材に使う場合などは、園児の顔が特定されるものについては、個別に保護者の了承を取りますが、それ以外の園児の顔等が特定されない写真などは、園の判断で使用する。